

アックス・グリーンにごみを持ち込む方へ

ごみの持ち込み手数料が変わります！

平成29年4月1日から一般廃棄物処理手数料（アックス・グリーンへごみを持ち込みしたときに支払う処理手数料）が改定されます。

住民の皆様にはご負担をお掛けすることとなりますが、ごみの減量化・リサイクル推進のため、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

一般廃棄物処理手数料改定内容

区分	現行処理手数料	改定処理手数料
	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から
生活系一般廃棄物	10kgまでごとに40円	10kgまでごとに50円
事業系一般廃棄物	10kgまでごとに60円	10kgまでごとに100円

※左記の料金は消費税抜ですので、別途加算されます。ただし、加算後の10円未満は切り捨てます
 ※生活系一般廃棄物：一般家庭の日常生活により生じる廃棄物
 ※事業系一般廃棄物：事務所、お店、飲食店、工場などのほか、病院、学校、官公庁等の事業活動により生じる廃棄物

中の見えない袋、段ボール箱は持ち込みを禁止します！

中身の見えないごみ袋や段ボール箱などで、搬入できない物や分別されていない物が持ち込まれています。

平成29年4月1日より、黒い袋や段ボール箱などでの持ちこみは受け入れしません。また、段ボールはリサイクルできる資源ごみです。資源ごみとして分別して搬入しましょう。



事業所から出るごみは収集場所に出すことができません！

農業、漁業、建設業、小売業など個人経営を含む事業所から出るごみは事業系一般廃棄物です。

産業廃棄物・事業系一般廃棄物などの事業系ごみは、廃棄物処理法で事業者処理責任があることと定められ、村内の収集場所には少量であっても出すことはできません。

事業系のごみを処分する時は、一般廃棄物収集運搬許可事業者へ収集運搬を委託するか、アックス・グリーンに自己搬入してください。

<問合せ先>いきいき健康推進課 ☎28-5800

下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎33-8851

広報ひがしどおり 614号（平成28年9月号）掲載記事の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

<13ページ 児童扶養手当制度について>

◆児童扶養手当の対象者

14行目「児童が父又は母の死亡について支給される公的年金または遺族補償を受けることができるとき手当を受けることができない」

⇒これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、**年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになっています。**

17行目「◎父又は母若しくは養育者が」 ⇒ 「◎父又は母が」

19行目「(父又は母に限る)」 ⇒ 削除

訂正のうえ、深くお詫びいたします。

詳しくはいきいき健康推進課までお問い合わせ下さい。